

放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン

第1 目的

近年のブロードバンドの普及等に伴う日本放送協会（以下「協会」という。）のインターネットを通じた放送番組等の提供に対する国民・視聴者のニーズの急速な多様化・高度化を踏まえ、協会がインターネットを通じて放送番組等を提供する業務（以下「インターネット活用業務」という。）をより迅速・柔軟に行えるようにするため、平成26年6月20日に成立した「放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）」（以下「改正法」という。）においては、インターネット活用業務により提供できる対象を、「放送した」放送番組のみならず、「放送前」番組や「放送中」の放送番組を含め、全ての放送番組に拡大するとともに、「放送番組に対する理解の増進に資する情報」も提供可能としたところである。

また、インターネット活用業務の実施については、協会が実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされ、改正法において、協会のインターネット活用業務の拡大と併せて、実施基準の認可基準が法定されたところである。

本ガイドラインは、改正法による改正後の放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第9項の実施基準（以下「実施基準」という。）の認可に当たり、手続の透明性や認可の適否の予見可能性を確保するため、今般法定された認可基準（法第20条第10項各号に定める基準をいう。以下同じ。）その他の関連条文の解説とともに、具体的な審査項目をあらかじめ審査ガイドラインとして示すことを目的とする。

第2 用語の定義

このガイドラインで使用される用語は、次の定義に従うものとする。

1. 2号業務

法第20条第2項第2号で規定される、放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務

2. 3号業務

法第20条第2項第3号で規定される、放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する業務

3. 受信料財源業務

専ら受信料を財源として行う業務

4. 有料業務

受信料財源業務以外の業務

5. 民間競合事業者

協会のインターネット活用業務と同種のサービスを行う事業者

6. 外部事業者

委託等により協会のインターネット活用業務の一部を担う事業者

7. 利用者

法第20条第10項第6号に規定する利用者

第3 実施基準の認可基準その他の関連条文の解説

1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第10項第1号関係）

本号は、インターネット活用業務が、法第15条で規定されている協会の目的の達成に資する公共放送としての協会が行う業務として、適切なものとなっていることを認可の基準とするものである。また、公共放送としての協会が行う業務として適切か否かを審査するに当たっては、民間部門といたずらに競合する業務を行うものでないか、市場の競争を阻害しないか、といった点についても、業務の性質に応じて一定程度勘案するものである。

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第10項第2号関係）

本号は、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、実施基準において適正かつ明確に定められていることを認可の基準とするものである。どのような業務を実施するのが適正かつ明確に定められていることを確認することにより、インターネット活用業務の対象が法の定める範囲に収まることを確認するものである。

3. 業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第10項第3号関係）

本号は、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなっていないことを認可の基準とするものである。

インターネット活用業務は、協会がその目的達成のために任意で行うものであるが、その実施によって協会の存立基盤である受信料制度自体が毀損又は形骸化することとなれば、「受信料制度に支えられた公共放送」という法の基本的枠組みに大きな影響を及ぼすこととなる。

例えば、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、受信料徴収の対象となる協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合に、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、事実上、受信設備を設置している者と同等レベルの放送番組内容を視聴できてしまうこととなれば、受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることとなる。本号は、こうした事態を回避するものである。

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第10項第4号関係）

本号は、本来は協会の放送等の必須業務を実施するために使用すべき受信料財源が過度にインターネット活用業務に支出されることにより、必須業務の実施に支障を来すことのないよう、当該業務が過大な費用を要するものでないことを認可の基準とするものである。

5. 第2項第2号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第10項第5号関係）

本号は、インターネット活用業務のうち2号業務について、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないことを認可の基準とするものである。

6. 第2項第2号の業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第10項第6号関係）

本号は、インターネット活用業務のうち2号業務について、利用者の利益を保護する観点から、サービスに関する料金その他の利用条件が、利用者の利益を阻害するものでないことを認可の基準とするものである。

また、実施基準の認可は、利用料金又は利用規約そのものを認可するものではないため、具体的な利用料金の額又は利用規約に記載する具体的事項そのものを実施基準に定めることが求められるものでないが、実施基準において、このような事項について適正かつ明確な方針及び考え方が定められていることが必要である。

7. 業務の実施基準の変更勧告（法第20条第11項関係）並びに業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第20条第13項関係）

法第20条第11項は、大臣認可後の事情変化等により、実施基準が認可基準のいずれかに該当しないこととなった場合に、総務大臣が当該実施基準の変更勧告を行うことができる規定である。

また、法第20条第13項は、インターネットを巡る技術・サービス等の変化の速さを踏まえ、協会自身がインターネット活用業務の実施状況について適時の評価・検証を実施することにより、不断の業務改善を図っていくことを目的とするものである。放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）においても、業務の実施状況の評価及び改善に関する事項を実施基準の記載事項とする旨を規定しているものである。

8. 適切な区分経理（法第73条第2項関係）

本項は、協会の収集・保有する情報資産を、インターネットを通じて有料で提供するに当たっては、見込まれる収入に比して、サーバー等の設備費用及び著作権等の権利処理に係る費用等の初期投資及び運用経費が多額であるリスクの大きな業務であることから、その事業の状況を、受信料を負担する国民の前に明らかにするとともに、業務運営の適正化を図るため、受信料財源で賄われるべき業務等とは区分して経理することを義務付けているものである。

また、放送法施行規則においても、区分経理に関する事項を実施基準の記載事項とする旨を規定しているものである。

第4 インターネット活用業務のうち2号業務の審査項目

1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第10項第1号関係）

① 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

インターネット活用業務が、法第15条で規定されている公共放送としての協会の目的に照らして適切なものとなっていること及び法第83条第1項の規定により広告放送を禁止している趣旨を没却しないことが必要である。

② 市場の競争を阻害しないこと

協会が保有している経営資源（受信料財源、職員、放送番組等）を流用し、同種のサービスを行う民間競合事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものでないことが必要である。また、民間で既に実施されている同種サービスの市場の規模、シェア等を勘案して、インターネット活用業務が市場の競争を阻害するようなものとなっていないことが必要である。

③ 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、その一部業務を外部事業者に担わせる場合、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わないことについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

④ 外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

一部の業務を担う外部事業者や民間競合事業者とのトラブルをあらかじめ防止し、適切な解決を図るとともに、実施基準に従って、協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、これらの事業者からの意見や苦情等を適切に取り扱うための必要な措置が講ぜられることが必要である。

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

⑤ 営利を目的とする業務でないこと

協会の目的に照らして、法第20条第4項において、協会が個々の業務を行うに当たって営利を目的とすることを禁じていることを踏まえ、協会のインターネット活用業務についても、営利を目的としないことが必要である。

⑥ 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること

営業活動について、受信料の契約収納活動と一体で行わない等、公正かつ適正な方法により行われることが明確に定められていることが必要である。

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第10項第2号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

実施基準において、以下の事項について具体的に記載されていなければならない。

ア 実施する業務の種類（2号業務/3号業務の別、受信料財源業務/有料業務の別）

イ 実施する業務の内容（提供する情報の内容、放送前の放送番組/放送中の放送番組/放送した放送番組の配信の別、国内放送/国際放送の別、テレビ放送/ラジオ放送の別、配信時間及び期間等）

ウ 実施する業務の実施方法（提供の態様、システム形態等）

② 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

インターネット活用業務の対象が、法第20条第2項第2号及び第3号で定められている「協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報」の範囲に収まるものとなっていなければならない。

ア 放送した又は放送する放送番組

以下のものが対象となる。

- ・ 協会が放送する前の放送番組（協会が放送することが確定している番組）
- ・ 協会が放送中の放送番組
- ・ 協会が放送した放送番組

他方で、協会が放送する予定のない放送番組は対象から除外される。

イ 放送番組に対する理解の増進に資する情報

編集上必要な資料を始め、放送番組の制作過程で入手される情報であり、放送番組に対する理解の増進に資する補助的な情報についても、インターネットを通じた提供が可能となる。他方、あくまで放送番組として特定される内容の理解補助として、「協会が放送した又は放送する放送番組」に関連付けられた補助的な情報の範囲に限られるものであり、以下のものについては対象から除外される。

- ・ 放送番組が特定されない情報
- ・ 放送番組は特定されるものの、当該番組に対する理解の増進に資するものとはいえない情報

3. 業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第10項第3号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして、不適切なものでないこと

第3の3. で述べたとおり、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じる。

したがって、当該業務が、受信料制度の趣旨との整合性を十分に踏まえたものとなっていることが必要である。また、これを確認するため、当該業務の内容等について適切かつ十分な情報が記載されていることが必要である。

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第10項第4号関係）

① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

受信料財源業務については、国内テレビ放送の受信料収入を専ら財源としていることも踏まえ、実施基準において、当該業務の実施に要する費用の上限が明確に定められていること、また、その上限の根拠が、適正かつ明確なものとなっていることが必要である。

② インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

インターネット活用業務全体の実施に要する費用について、受信料財源を毀損し、本来目的とする放送等の必須業務の円滑な実施に支障を来さないよう、その規模が任意業務として適切な範囲内に収まっていることが必要である。

5. 第2項第2号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第10項第5号関係）

① 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

特定の利用者を不当に差別的に取り扱うような行為を行わないことについて

て、適正かつ明確に定められていることが必要である。

6. 第2項第2号の業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第10項第6号関係）

① サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

サービスの利用料金の算出方法、サービスの利用に関する契約の締結及び解除の条件、サービスの提供の停止、協会及び利用者の責任等に関する考え方が適正かつ明確に定められていることが必要である。

② サービスの内容、利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置を講ずるものであること

利用規約を作成する等、サービスの内容、利用条件等を利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置が講ぜられることが必要である。

③ 利用者の個人情報保護対策について必要な措置を講ずるものであること

利用者の個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理について、必要な措置が講ぜられることが必要である。

④ 利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

利用者がサービスを安心して継続的に利用することができるよう、利用者からの意見・苦情等を迅速かつ適切に取り扱うための必要な措置が講ぜられることが必要である。

⑤ サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

利用者の端末機器について、特定の機器・ソフトウェアに限定されないよう、技術進歩、普及の度合い等を踏まえたオープンなものを可能な限り採用することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

7. 業務の実施基準の変更勧告（法第20条第11項関係）並びに業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第20条第13項関係）

① 業務の実施計画の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること

インターネット活用業務が、実施基準に則した内容となっていること及び技術・サービス等の変化を踏まえたものとなっていることを確認するため、また、当該業務の実施計画の透明性を確保するため、少なくとも毎年度、業務の具体的な内容を記載した実施計画（収支計画を含む。）の作成及び公表

の実施について、適正かつ明確に定められていることが必要である。

② 業務の実施状況の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること

上記の実施計画に基づいて実施されたインターネット活用業務が、実施基準に則した内容となっていること及び技術・サービス等の変化を踏まえて適切に実施されたことを確認するため、また、当該業務の実施状況（収支実績を含む。）の透明性を確保するため、少なくとも毎年度、業務の具体的な実施状況の作成及び公表の実施について、適正かつ明確に定められていることが必要である。

③ 少なくとも3年ごとの業務の実施状況の評価及びそれを踏まえた改善について適正かつ明確に定められていること

少なくとも3年ごとの業務の実施状況の評価及びその結果を踏まえた改善について、適正かつ明確に定められていることが必要である。

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

8. 適切な区分経理（法第73条第2項関係）

① 区分経理の実施について適正かつ明確に定められていること

有料業務に係る経理について、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて適切に整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。当該勘定については、2号業務と3号業務で別々の勘定を設けるものではなく、有料提供を行う業務全体で1つの勘定を設けるものである。また、有料業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理することや、配賦基準を公表することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

② 事業収支差金の取扱いについて適正かつ明確に定められていること

繰越欠損金の取扱いや一般勘定への繰入れ等、有料業務に係る勘定の年度末における事業収支差金の取扱いについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

第5 インターネット活用業務のうち3号業務の審査項目

1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第10項第1号関係）

- ① 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること
- ② 市場の競争を阻害しないこと
- ③ 民間競争事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

- ④ 営利を目的とする業務でないこと
- ⑤ 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第10項第2号関係）

- ① 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること
- ② 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

3. 業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第10項第3号関係）

- ① 業務の種類、内容及び実施方法が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして、不適切なものでないこと

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第10項第4号関係）

- ① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること
- ② インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

5. 業務の実施基準の変更勧告（法第20条第11項関係）並びに業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第20条第13項関係）

- ① 業務の実施計画の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること
- ② 業務の実施状況の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること
- ③ 少なくとも3年ごとの業務の実施状況の評価及びそれを踏まえた改善について適正かつ明確に定められていること

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

6. 適切な区分経理（法第73条第2項関係）

- ① 区分経理の実施について適正かつ明確に定められていること
- ② 事業収支差金の取扱いについて適正かつ明確に定められていること

第6 雑則

このガイドラインについては、社会情勢の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

(参考条文)

放送法（昭和25年法律第132号）

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

第二十条 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）。

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。

四～九 (略)

3 (略)

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～8 (略)

9 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法

二 第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項

三 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

四 その他総務省令で定める事項

10 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一 第十五条の目的の達成に資するものであること。

二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。

五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。）の利益を不当に害するものでないこと。

11 総務大臣は、第九項の実施基準が、前項各号のいずれかに該当しないと認めるときは、協会に対し、期限を定めて、その実施基準を変更すべき旨の勧告をすることができる。

12 (略)

- 13 協会は、少なくとも三年ごとに、第二項第二号又は第三号の業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(受信契約及び受信料)

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2～4 (略)

(支出の制限等)

第七十三条 (略)

2 協会は、次に掲げる業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務
- 二 (略)

(広告放送の禁止)

第八十三条 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

2 (略)

放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

(実施基準の記載事項)

第十二条の二 法第二十条第九項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第二十条第二項第二号又は第三号の業務（以下この条において単に「業務」という。）に関する苦情その他の意見の処理に関する事項
- 二 区分経理の方法その他の経理に関する事項
- 三 業務の実施計画の作成及び公表に関する事項
- 四 業務の実施計画の実施状況に関する資料の作成及び公表に関する事項
- 五 法第二十条第十三項の規定に基づく業務の実施の状況の評価及び当該業務の改善に関する事項
- 六 その他業務に関し必要な事項

(区分経理の方法)

第三十二条 協会は、法第二十条第二項第二号及び第三号の業務（専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「放送番組等有料配信業務」という。）並びに同条第三項の業務に係る経理について、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 協会は、放送番組等有料配信業務、法第二十条第三項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち二以上の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならない。